

令和4年第6回
箕面市農業委員会総会会議録

令和4年6月16日(木)

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和4年6月16日(木)
午後1時30分から午後1時55分まで

2. 出席委員(12名)

1番	稲垣 惠一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
4番	笹川 治久	8番	牧野 弘	11番	岡沢 聡
14番	笹川 悦子	15番	中西 利一	16番	中村 孝三
18番	中井 啓二	19番	加藤 博一	21番	中井 博幸

3. 欠席委員(9名)

5番	長澤 昇	6番	麻生 忠	7番	中井 徳治
9番	岸本 信夫	10番	坂本 豊廣	12番	尾崎 孝
13番	稲野 実	17番	長澤 均	20番	野口 康夫

4. 会議録署名委員

11番	岡沢 聡	15番	中西 利一
-----	------	-----	-------

5. 出席事務局職員

事務局長	松政 秀史	室長	佐治 功	室長補佐	松本 雅治
グループ長	竹内 亜衣	主任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

第33号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可の件
第34号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
第35号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
報告第25号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第26号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第27号 農地等状況報告の件

令和4年第6回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和4年第6回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に、総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、委員21名中、出席委員は12名です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 加えて、長澤昇委員、麻生委員、岸本委員、坂本委員、尾崎委員、稲野委員および長澤均委員の7名から委任状の提出がございます。
- なお、中井徳治委員及び野口委員より欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 (異議なし)
- 議長 それでは、11番 岡沢委員さん、15番 中西委員さんをお願いします。
- 次に、日程第2、第33号議案、農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可の件を議題といたします。
- 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました第33号議案につきまして、ご説明申し上げます。

す。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は、新稲■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■■■平方メートルです。

被設定人は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■です。

設定人は、■■■■、■■■■氏、転用目的は■■■■、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分については、申請地が水道管等が埋設された幅4メートル以上の道路に接し、500メートル以内に学校が2校あることから、第3種農地となっています。

以上、第33号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、中井徳治委員さんが欠席ですので事務局から調査内容の報告をお願いいたします。

事 務 局

第33号議案につきまして、中井徳治委員さんより調査結果をお預かりしておりますので事務局で代読いたします。

申請地は、■■■■から西に約10メートル行ったところにある1筆の農地です。

被設定人の■■■■氏が、■■■■を建設するため、設定人である■■■■・■■■■氏から申請地を借り受けるものです。

■■■■氏の長女である■■■■氏は、■■■■氏の後継者として現在も農作業に従事されており、申請地周辺には■■■■氏所有の農地が集まっていることから、■■■■を建てることで通作の利便性が向上し、農作業の効率化が図られます。

周辺の農地の状況ですが、北側は■■■■、東側は■■■■、西側及び南側は■■■■に隣接しております。

汚水等は公共下水道へ、雨水は道路側溝へ放流されます。

加えて、転用について、水利組合と隣接する農地の耕作者からの同意も得られており、周囲の農業経営への影響はなく、問題ないものと思われま

す。以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

笹川治久委員

調整区域での農地転用は、病院や老人ホーム、沿道サービス等のみで、一般住宅の建築には制限がかかると思います。

本件は、娘さんが農地を耕作するために■■■■に転用されるとのことで

すが、もう少し詳しく説明ください。

事務局

市街化調整区域での■■■■の建築は、農業を営むための諸条件を満たした■■■■に限り転用が認められています。

また、娘さんは既に父親とともに農業経営に従事されており、条件を満たされています。

笹川治久委員

他には必要な条件はありますか。

また、新築での建築確認では4メートルの接道条件がありますが、■■■■も同様ですか。

事務局

1,000平方メートル以上の農地の所有面積が必要となり、■■■■氏はそれ以上を所有されており問題はありません。

また、接道についても同様に必要です。

笹川治久委員

承知しました。

議長

他に質疑ご意見はございませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

次に、日程第3、第34号議案及び日程第4、第35号議案は相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件となります。

それでは、日程第3、第34号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました、第34号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

利用状況の確認の対象者は、■■■■氏です。

特例農地等の明細は、今宮■■■■、地目は、申告時・現在ともに■■、面積は申告時・現在ともに、■■■■平方メートルです。

利用状況の区分は、自ら所有し、自ら農地として使用しているで、具体的状況は水稲、転用している場合の届出・許可の有無等は非該当です。

以上、第34号議案のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

中西委員 第34号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

本件は、平成14年に相続税の納税猶予の適用を受けられ、20年を経過したことから、免除が確定する最終確認になります。

所在地は、国道171号の■■■■から北へ約■■■■メートル、西へ約■■■■メートルに位置する調整区域の農地で、相続人は、■■■■にお住まいの■■■■氏です。

現在、水稲をされておられ、自ら所有し農地として使用していると認められます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり承認し、その旨、豊能税務署長あて回答いたします。

次に、日程第4、第35号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第35号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は5ページからでございます。

利用状況の確認の対象者は、■■■■氏です。

特例農地等の明細は、白島■■■■、地目は、申告時、■■、現在■■、面積は申告時・現在ともに、■■■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■■■平方メートルです。

は■■■■、他1名です。

設定人は■■■■、■■■■氏、転用目的は■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年5月16日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第25号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、加藤委員さんに調査内容の報告をお願いします。

加藤委員

報告第25号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、小野原■■■■から北に約■■■■m行ったところにある農地です。

設定人は、■■■■氏で、被設定人の■■■■氏、他1名が、■■■■を建築するため、使用貸借権を設定されるものです。

周辺につきましては、東側及び西側は■■■■、北側及び南側は■■■■で、汚水等は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、転用による農業経営への影響はないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第6、報告第26号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による貸借権設定届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第26号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地の所在は西宿■■■■、地目は、台帳■■■■、現況■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

被設定人は、■■■■、■■■■
■■■■氏、職業は■■■■です。

設定人は■■■■、■■■■氏、持ち分■■■■分の1、他2名、転用目的は■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和4年5月30日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第26号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、野口委員さんが欠席ですので事務局から調査内容の報告をお願いいたします。

事務局 報告第26号につきまして、野口委員さんより調査結果をお預かりしていますので事務局で代読いたします。

届出地は、[]交差点から南に約[]m、東へ約[]メートル行ったところにある農地です。

設定人は、[]氏、他[]名で、被設定人の[]が、[]のため、賃貸借権を設定されるものです。

周辺につきましては、東側は[]、西側は[]、南側は[]、北側は被設定人の[]となっており、雨水等は道路側溝へ放流されることから、転用による農業経営への影響はないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 それでは、ただいま報告のありました2件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第7、報告第27号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事務局から連絡事項はございますか。

事務局 (コロナ禍での委員会の開催について・次回日程について連絡)

議長 これをもちまして令和4年第6回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(開会 午後1時55分)

上記は、令和4年第6回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議 長 稻垣 恵一

署名委員 関沢 聡

署名委員 中西 利一